

平成 30 年度
福島県国土強靱化地域計画
進捗状況報告書



平成 31 年 3 月
福島県

1 計画の概要

「福島県国土強靱化地域計画」（以下「本計画」）は、東日本大震災から得た教訓を踏まえ、本県における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「福島県総合計画ふくしま新生プラン」や「福島県復興計画」、「福島県地域防災計画」をはじめとする様々な分野の計画等との調和を図りつつ、「強くしなやかな県土づくり」という観点において各種計画等の指針となるべきものとして策定したものである。

なお、本計画が対象とする期間は、平成 30（2018）年度を初年度とし、「福島県総合計画ふくしま新生プラン」の目標年度である平成 32 年度（2020）年度までの3年間とした。

また、本計画では4つの「基本目標」を設定し、この基本目標を達成するために「事前に備えるべき目標」として8項目設定した。

<基本目標>

いかなる大規模自然災害が発生しようとも

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 県及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興が図られること

<事前に備えるべき目標>

- ① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- ⑥ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

2 調査の目的

本計画に基づく強靱化施策の実効性を確保するため、数値指標を用いて強靱化施策の進捗管理を可能な限り定量的に行い、本県を取り巻く社会経済情勢の変化や本県における各種計画等との調和を勘案しつつ、PDCAサイクルによる見直しを適宜行うこととしている。

そのため、8つの「事前に備えるべき目標」を妨げる事態として、本県の地域特性を踏まえ設定した、31の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行施策の進捗状況調査を行った。

<起きてはならない最悪の事態>

- 1-1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生
- 1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生
- 1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
- 1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態
- 1-5 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生
- 1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
- 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
- 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生
- 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
- 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
- 2-5 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺
- 2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
- 3-1 被災による警察機能の大幅な低下に伴う治安の悪化等
- 3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
- 3-3 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
- 4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
- 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
- 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞
- 5-2 食料等の安定供給の停滞
- 6-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止

- 6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止
- 6-3 陸・海・空の基幹交通及び地域交通ネットワークが分断する事態
- 6-4 異常湧水等による用水の供給途絶
- 7-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
- 7-2 有害物質の大規模拡散・流出
- 7-3 原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく
- 7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
- 7-5 風評等による地域経済等への甚大な影響
- 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
- 8-2 復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
- 8-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

3 分野別の進捗状況調査結果

進捗状況調査の結果概要（平成31年1月1日現在）については、6ページ以降に示したとおりである。

4 進捗状況調査結果等を踏まえた今後の方向性

平成30年度は本計画の初年度であるが、建築物の耐震化・長寿命化、津波・高潮対策、道路防災対策、治水対策、海岸保全対策及び砂防対策などのハード対策や、様々な訓練の実施、防災ガイドブック「そなえるふくしまノート」を活用した防災教育の実施などを始めとしたソフト対策の両面から防災力の向上に取り組んでおり、県有建築物の耐震化率や県立学校施設の耐震化率、土砂災害警戒区域指定率、公立学校における災害対応行動マニュアルの策定率、工業用水道の水管橋の耐震化率などの指標は、既に目標を達成するなど、概ね計画どおりに進捗している。

今後は、政府が平成30年12月に西日本豪雨や北海道胆振東部地震等の教訓を踏まえ、重要インフラの機能維持の観点から、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」をとりまとめたことから、国の対策の積極的な活用を図りながら、市町村や関係機関、民間事業者等と連携・協力し、強くしなやかな県土づくりの推進にとりくんでいく。

なお、避難指示区域内については、避難指示区域等の見直し時期等との調整を図るとともに、住民の帰還状況に合わせた個別支援を進めていく。

5 地域特性

浜通り地方は、阿武隈高地と太平洋に面した地域で、阿武隈高地を除けば、冬は降雪が少なく、県内でも温暖な地域である。

2011年3月に発生した東日本大震災及び原子力災害は県全体に影響が及んでいるが、特に浜通りでは地震に加え、津波被害が大きく、海岸保全施設や海岸防災林等が損壊し、さらに、原子力災害に係る避難指示等による地域コミュニティの崩壊などの課題が山積し、復旧・復興が急がれる。

このような状況の中、沿岸部では海岸保全施設や防災緑地・海岸防災林の整備のほか、ふくしま復興再生道路の整備、災害用ロボット等の開発・研究を行うロボットテストフィールドの一部開所やふたば医療センター附属病院の開院などハード面の施設整備が着実に進んでおり、また、避難地域12市町村における消防団再編支援など地域防災の体制づくりに向けて支援を行っている。一方、福島第一原子力発電所事故への対応では、事業者が行う廃炉に向けた取組を監視しているほか、新たな原子力災害が発生した場合に備え、広域避難体制やモニタリング体制の充実・強化を図るとともに、放射線等に関する正確な情報発信を行っている。

中通り地方は、一級河川である阿武隈川が北流し、川沿いの平地を中心として、東を阿武隈高地、西を奥羽山脈に挟まれ、大小の盆地が位置する地域である。

阿武隈川は、これまで台風などの影響により支流を含め河川が氾濫し、大きな被害をもたらし、このほか、東日本大震災では農業用ため池で決壊等による甚大な被害が発生した。また、平成30年9月に福島市の吾妻山の噴火警戒レベルが2に引き上げられ、火口周辺の規制が継続されている。

台風や集中豪雨などの治水対策としては、河川等管理に係る施設等の定期点検等を実施し適切な管理に努めるとともに、二次被害が想定される農業用ため池の防災減災対策を図るためハザードマップの作成を推進している。火山災害への備えについては、県内3火山（吾妻山、安達太良山、磐梯山）に火山防災対策ワーキンググループを設置し、火山防災に係る啓発・広報、観光客への避難誘導対策、火山防災訓練の計画等について検討を行っている。

会津地方は、奥羽山脈と越後山脈の間に位置し、寒暖の差が大きく、降雪量の多い地域であり、山間部を中心に豪雪地帯となっている。また、平成23年7月新潟・福島豪雨では、各地で堤防の決壊や河川の氾濫による住家の浸水・農地の冠水、河川の異常出水による落橋に加え、会津地方と新潟県を結ぶJR只見線は、橋梁等に被害を受け、依然、一部区間が不通となっているが、2021年度中の全線

運転再開を目指し、復旧工事を進めている。

道路の防雪施設の整備として、急勾配の峠部や中心市街地の歩道等において、路面凍結によるスリップ事故等を防止するため、消融雪施設や凍結抑制舗装、日陰対策などを実施し、冬期交通における安全性の向上を図っているほか、除雪体制強化のための行動計画を定めた「アクション・プラン」の策定や除雪事業計画の見直しを実施し、適宜道路除雪や凍結抑制剤の散布等に取り組んでいる。

今後とも、浜通り・中通り・会津地方それぞれの地域特性を踏まえ、県、市町村、地域住民が一体となって「強くしなやかな県土づくり」に取り組んでまいります。

<起きてはならない最悪の事態>

1-1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生

<推進方針>

- ①住宅・建築物の耐震化等
- ②県有施設（庁舎等）の耐震化等
- ③教育施設の耐震化等
- ④病院施設・社会福祉施設の耐震化等
- ⑤都市公園施設の減災対策等
- ⑥空港施設の整備等
- ⑦港湾施設の整備等
- ⑧漁港施設の整備等
- ⑨橋梁施設の耐震対策等
- ⑩無電柱化の推進
- ⑪交通安全施設の維持管理
- ⑫空き家対策の推進
- ⑬消防広域応援体制の強化
- ⑭消防団の充実・強化
- ⑮避難地域等における消防体制の再構築

<数値指標>

	策定時	現状値 (H31.1 時点)	目標値 (H32 年度)	達成度
住宅の耐震化率	81.6% (H25 年度)	81.6% (H25 年度)	95.0%	—
特定建築物の耐震化率	80.9% (H28 年度)	83.0% (平成 29 年度)	95.0%	↗
県有建築物の耐震化率	97.5% (H28 年度)	98.0%	98.0%	達成
県立学校施設の耐震化率	99.4% (H29 年度)	100%	100% (※H30 年度)	達成
緊急輸送路において耐震対策を実施した橋梁数	253 橋 (H28 年度)	254 橋	255 橋	↗
長寿命化のための対策工事を実施した橋梁数	533 橋 (H28 年度)	649 橋	760 橋	↗

無電柱化された道路の延長	103.5km (H28年度)	103.7km	120.0km	↗
消防団員条例数に対する充足の割合	92.5% (H28年度)	90.7%	95.4%	↘

<現状と課題、今後の方向性>

①住宅・建築物の耐震化等

「福島県耐震改修促進計画」で住宅及び特定建築物の耐震化率を定め、耐震化を推進しており、市町村が行う木造住宅耐震診断・耐震改修補助事業に対し補助を行っている。また、法により耐震診断が義務づけられた不特定多数者が利用する大規模建築物、災害時の避難所等となる防災拠点建築物及び避難路沿道建築物の耐震化を促進するため、事業者等が行う耐震診断・改修へ補助金を交付する市町村に対し、補助金を交付している。今後は、事業未実施の市町村に対して耐震化支援事業を促すとともに、潜在需要を掘り起こすため、市町村と連携して補助制度の広報強化を図り、耐震化を促していく。また、耐震改修促進法に基づく耐震診断義務付け建築物については、早期に耐震化を進めるよう粘り強く促していく。

②県有施設（庁舎等）の耐震化等

県有建築物のうち、大規模地震等の災害時に応急対策活動の拠点となる施設や不特定多数の者が使用する一定規模以上の建築物について、「福島県県有建築物の耐震改修計画」に基づき耐震化を図っており、現在、西庁舎耐震改修工事や郡山合同庁舎耐震改修工事等を実施中である。なお、平成30年4月1日時点で耐震化率が98.0%に達し、前倒しで目標を達成している。今後は、部局連携の下、平成32年度までに（使用停止中の建物等を除く）対象建築物すべての耐震化を進める。

③教育施設の耐震化等

県立学校施設の耐震化については、避難指示区域等にある学校を除いて全て完了した。今後は、避難指示区域等の見直し時期等との調整を図りながら耐震化を進めていくとともに、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に対応しながら非構造部材の減災化や天井等落下防止対策を進める。

私立学校の耐震化率は、全国平均を下回っており、私立学校の耐震化を促進するため、耐震化工事を実施する学校に対し、国庫補助に上乗せする形で補助を行っている。今後も引き続き、補助事業の周知を図りながら耐震化を促進していく。

④病院施設・社会福祉施設の耐震化等

病院施設については、県立病院は全て耐震化を完了しており、耐震化整備を行う災害拠点病院に対しては、補助金を交付している。耐震化工事にあたっては、病院の費用負担が大きいことが課題となっているが、引き続き、補助制度の活用について一層の周知を図りながら、県内病院の耐震化を促進し、災害時において適切な医療が確保できるように取り組んでいく。

社会福祉施設については、耐震対策としてブロック塀の安全点検を実施した結果、問題のあるブロック塀は認められなかった。今後は、施設の耐震工事にかかる費用の確保が困難であることから、不具合の発生している施設や老朽化が進んでいる施設を優先に（耐震化も含めた）対策を検討していく。

⑤都市公園施設の減災対策等

都市公園施設については、平成23年東北地方太平洋沖地震の経験から、大規模地震発生時に天井等の非構造部材の落下・転倒が懸念されることから、減災化対策を行い非構造部材落下・転倒による死傷者の発生防止を図っている。今後も引き続き、長寿命化計画に基づき施設更新と適切な維持管理に継続して取り組み、都市公園の機能保全と公園利用者の安全確保を推進していく。

⑥空港施設の整備等

空港機能の確保に必要な滑走路・誘導路下の地下道耐震化を計画的に進めており、今後も計画に基づき、耐震補強工事を確実に進めていく。

⑦港湾施設の整備等

港湾施設について、緊急輸送ルートとして海上からの物資受入拠点となる耐震強化岸壁の整備を行うとともに、維持管理（小名浜港外6港）を適正に行っている。今後は、長寿命化計画に基づき、計画的に点検・施設更新等に取り組んでいく。

⑧漁港施設の整備等

拠点漁港における地震・津波に対する防波堤や岸壁の機能強化を図るとともに、災害復旧事業が完了した漁港については、順次、機能保全計画を策定し保全工事に着手している。保全計画未策定の漁港についても、引き続き、保全計画を策定し、計画的に点検・施設更新等に取り組んでいく。

⑨橋梁施設の耐震対策等

橋梁施設について、避難対策や物流輸送に必要な防災拠点、市町村役場等を結ぶ道路である緊急輸送路において、内陸直下型地震に対応した橋梁の耐震対策を計画的に実施している（金竜橋、不動橋）。今後は、新たな橋梁耐震補強計画に基づき、指標以外の橋梁についても引き続き耐震補強を実施していく。また、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に対応し、橋梁の耐震補強及び修繕に取り組んでいく。

⑩無電柱化の推進

第7期無電柱化推進計画に基づき整備を行っており、今後は、無電柱化の低コスト手法等を採用するなど、整備促進を図っていく。また、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に対応し、電線共同溝の整備や道路改築に取り組んでいく。

⑪交通安全施設の維持管理

交通安全施設について、大規模災害発生時における緊急輸送路や避難に必要な道路等の交通の安全と円滑を図るため、信号機の適正管理に努めるとともに、交通環境の変化等により必要性が低下した信号機の廃止・撤去を行っているが、更新基準を超過した信号制御機が多数存在する。今後は、更新基準を経過した信号機の計画的な更新に努めるとともに、信号機の保守点検により不具合を把握し、点検の結果、早急な対応が必要な信号機を優先的に更新する。

⑫空き家対策の推進

空き家等対策の実施主体である市町村が、空き家の実態調査を実施し、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空き家等対策計画の策定を進めている。今後も引き続き、市町村に対して同法の適切な運用が図られるよう、国や民間団体と連携しながら、県として情報提供や技術的な助言を実施していく。

⑬消防広域応援体制の強化

消防広域応援体制については、大規模災害発生時の迅速な応援及び受援体制の確立のため平成30年2月に広域応援計画等を見直したところであり、平成30年度は、これらの計画等に従って「避難指示区域内における大規模火災対応訓練（5月25日）」や「緊急消防援助隊福島県大隊合同訓練（9月1～2日）」、「緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練（11月17～18日）」を実施し、内容の検証を行った。今後も、避難指示区域内での事故や火災など様々な災害を想定した訓練を継続して実施し、新たな課題が発生すれば計画等に反映していく。

⑭消防団の充実・強化

年々減少している消防団員を確保するため、将来の消防団を担う人材の確保を目的に、県内各高校、大学等と地元市町村と合同で、高校生等を対象に消防団活動を中心とした防災講座を実施している。また、消防団員や市町村担当者等を対象に、消防庁の消防団員等充実強化アドバイザーを講師として招き、多様な消防団員確保の制度や先進的な取組み等の紹介を行う研修会を開催している。今後とも、市町村に対し、女性、OB団員等の活用や消防団協力事業所表示制度などの新たな制度の導入促進を図っていくとともに、消防団員等にサービス等の提供を行う「ふくしま消防団サポート企業」の登録及び広報を引き続き実施し、消防団員の負担軽減や地域全体で消防団を支援していく取組を実施していく。

⑮避難地域等における消防体制の再構築

避難地域 12 市町村では、消防団員の確保が困難な状況であり、どのように地域防災の体制づくりを進めていくかが共通の課題となっていることから、避難地域における消防団の現状・課題等を共有するとともに、避難地域消防団再編支援会議を開催し、町村単独では解決できない課題に対する広域的な調整等を行う。さらに、個別の町村の消防団再編のための具体的な検討、関係機関との協力体制づくりを支援するため、消防団再編等プロジェクトチームを設置し、検討を進めている。また、消防団員不足という現状に対し、緊急に取り組むべき事項として、企業内自衛消防組織の活用や消防団による相互応援の強化を進めるとともに、緊急時の早期対応のため、警戒パトロールの強化に取り組んでいる。今後も引き続き、県が主導的立場に立って、避難地域の消防力の確保が図られるまで、支援を継続していく。

<起きてはならない最悪の事態>

1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生

<推進方針>

- ①海岸保全施設の整備等
- ②防災緑地・海岸防災林の整備
- ③港湾施設の整備等（再掲）
- ④漁港施設の整備等（再掲）
- ⑤防潮水門及び陸閘の自動化・遠隔操作化
- ⑥河川管理施設の整備等
- ⑦津波被災地域における住居の防災集団移転の促進
- ⑧津波避難体制の整備・津波ハザードマップの作成支援

<数値指標>

	策定時	現状値 (H31.1 時点)	目標値 (H32 年度)	達成度
海岸保全施設の整備率 【水管理国土保全局】（東日本大震災の災害復旧工事の復旧率）	58.5% (H28 年度)	80.4%	100% (H31 年度)	↗
海岸保全施設の整備率 【港湾局】 （東日本大震災の災害復旧工事の復旧率）	98.1% (H28 年度)	100%	100% (H30 年度)	達成
海岸保全施設の整備率 【水産庁】 （東日本大震災の災害復旧工事の復旧率）	52.3% (H28 年度)	86.9%	100% (H30 年度)	↗

海岸保全施設の整備率【農林水産部】 (保全区域延長に対する整備済み延長)	41.1% (H28年度)	45.2%	84.0%	↗
防災緑地の完成箇所数	1箇所 (H28年度)	3箇所	10箇所	↗
海岸防災林整備延長	5,190m (H28年度)	7,900m	16,800m	↗
河川堤防整備率	61.8% (H28年度)	62.0%	62.8%	↗

＜現状と課題、今後の方向性＞

①海岸保全施設の整備等

【農林水産部】東日本大震災により、農地海岸 17 地区（帰還困難区域 3 地区含まない）のうち、16 地区において被害が発生し、現在、被災箇所の復旧を進めており、10 地区については復旧が完了（平成 29 年度末まで）したものの、様々な復旧・復興事業との調整や入札不調、資材不足など多数の要因により、目標値の約半数程度にとどまっているが、懸案は解消されつつある。今後は、平成 30 年度までに全地区復旧完了、平成 32 年度までに海岸保全施設の整備完了を目指す。（帰還困難区域 3 地区を除く）

【土木部】海岸堤防の無堤防区間対策や臨港道路の機能強化を図るため、必要な施設整備を行っている。また、海岸保全施設の計画的、効率的な維持管理を行い、施設の延命化を図るため、海岸保全施設の長寿命化計画の策定を行っている。今後も、定期点検や維持補修工事の計画的かつ効率的な維持管理を進めるために、補助の対象となるよう国に働きかけ、予算確保に努めていく。

②防災緑地・海岸防災林の整備

【防災緑地】平成 30 年 3 月までに、浅見川地区（ひろの防災緑地）、沼ノ内地区防災緑地、薄磯地区防災緑地を供用開始している。今後は、整備後の維持管理・運営に関して、地域住民や企業との共同を図っていく。

【海岸防災林】防災林造成事業（林野庁国庫補助事業）により、9 地区（うち 1 地区完了）に着手し、整備を進めている。海岸部では防波堤の復旧後に整備する必要があり、一部遅延が生じている。今後は、上記の影響が徐々に解消されつつあることから、平成 32 年度の目標達成に向け整備を進めていく。

⑤防潮水門及び陸閘の自動化・遠隔操作化

全国瞬時警報システム（Jアラート）の情報伝達に要する大幅な時間短縮や特別警報の充実を図るため、受信機器の更新を行っている（相馬港、中之作港）。今後も、定期点検や修繕等の計画的かつ効率的な維持管理に努めていく。

⑥河川管理施設の整備等

河川等管理に係る施設等の定期点検及び小規模な維持管理等を実施し、適正な管理に努めている。今後は、河川管理施設等に係る適切な定期点検及び小規模な維持管理等を継続し、いつ水害等の大規模自然災害等が発生したとしても河川等管理施設等の機能が発揮できるよう正常な状態を常時確保していく。また、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に対応し、河道掘削、河川の氾濫対策、水位局舎等の管理施設の浸水対策に取り組んでいく。

⑦津波被災地域における住居の防災集団移転の促進

県による津波浸水想定公表に向け、国や関係市町等との協議を進めている。今後は、早期公表に取り組むとともに、沿岸市町（10市町）における避難計画の策定や津波ハザードマップの作成に係る支援に取り組んでいく。

⑧津波避難体制の整備・津波ハザードマップの作成支援

【危機管理部】いわき市において車避難の検討会を立ち上げ、県や県警、道路管理者等と連携のうえ車避難の適否について検討している。今後も引き続き、市町のハザードマップ・避難計画作成の支援を行っていく。

<起きてはならない最悪の事態>

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

<推進方針>

- ①河川管理施設の整備等（再掲）
- ②ダム管理設備の機能確保
- ③湛水防除施設の整備等
- ④洪水対策体制の整備・洪水ハザードマップの作成支援
- ⑤水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築

<現状と課題、今後の方向性>

②ダム管理設備の機能確保

ダム管理に係る電気・機械設備等の定期点検及び小規模な維持管理を実施し、適正な管理に努めている。また、適正な治水管理を行うため、年次計画に従って既存設備の改良を実施している。今後は、ダム管理設備に係る保守点検を継続して実施するとともに、ダム設備の長寿命化を図るため、修繕及び機器更新を行っていく。

③湛水防除施設の整備等

被災した既存の湛水防除施設の早急な復旧と機能の強化を行うとともに、沿岸部以外で湛水被害の発生する地区においても、被害発生防止のため、新たに湛水

防除施設を整備している（五十沢地区、細谷・沢帯地区）。今後は、被災した既存の湛水防除施設を早急に復旧し、湛水被害の発生する地区においても、湛水防除施設を整備していく。

④洪水対策体制の整備・洪水ハザードマップの作成支援

【危機管理部】市町村が避難勧告等を遅滞なく発令できるよう、「避難勧告等に関するガイドライン」（内閣府）に沿った避難勧告等の発令基準策定を中心とした市町村へのヒアリング及び助言を危機管理部・土木部が連携して実施しており、平成30年度は5市町村のマニュアル策定を支援した。今後も引き続き、市町村の避難勧告等の発令基準の作成を支援していく。また、避難勧告等発令後に適切な避難行動を確保する観点から、ハザードマップの記載内容についても助言している。

【土木部】現在、土木部において洪水浸水想定区域図を作成中である。また、いわき市において車避難の検討会を立ち上げ、県や県警、道路管理者等と連携のうえ車避難の適否について検討している。今後も引き続き、市町村の洪水ハザードマップ・避難計画作成の支援を行っていく。さらに、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に対応し、洪水浸水想定区域図の作成に取り組んでいく。

⑤水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築

県内8方部において県・市町村等で構成される水災害対策協議会を5月に開催し、方部毎の減災に係る5箇年計画の進捗状況の確認や見直しに関するフォローアップを行った。また、9月に幹事会を開催し、平成30年7月豪雨により被災した岡山県倉敷市真備町地区の例をはじめ、住民への洪水・土砂災害ハザードマップの周知等に関する課題を踏まえ、リスク情報や避難指示等の住民に対する伝達に関する取組状況、課題等の情報共有を図った。今後も引き続き、水災害対策協議会を通じて、地域が連携した減災体制の充実・強化に向けた取組を推進し、防災意識の向上を図っていく。

<起きてはならない最悪の事態>

- 1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態

<推進方針>

- ①ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備
- ②地すべり防止施設の整備等
- ③治山施設の整備等
- ④砂防関係施設の維持管理

- ⑤火山噴火に対する警戒避難体制の整備
- ⑥水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築（再掲）

<数値指標>

	策定時	現状値 (H31.1 時点)	目標値 (H32 年度)	達成度
土砂災害から保全される住宅戸数	14,610 戸 (H28 年度)	14,766 戸	14,950 戸	↗
土砂災害警戒区域指定率	36.5% (H28 年度)	53.4%	50.0%	達成
山地災害危険地区における着手率	51.8% (H28 年度)	51.9%	53.0%	↗

<現状と課題、今後の方向性>

①ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備

「土砂災害発生箇所」や「保全対象に要配慮者利用施設、避難所・避難経路等を抱える箇所」等の整備を優先的に進めている。また、県民の迅速な避難活動や地域防災力の強化を支援するため、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の公表や土砂災害警戒区域等の指定を進めており、平成 30 年度には土砂災害警戒区域の指定率が 53.4%に達し、前倒して目標を達成した。今後も引き続き、計画的な事業執行に取り組んでいく。また、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に対応し、砂防堰堤の整備、補強や急傾斜地対策に取り組んでいく。

②地すべり防止施設の整備等

地すべり防止施設管理取扱いにより、区域の管理を実施し、老朽化や経年劣化による機能低下の発生を監視している。今後も引き続き、地すべり対策の必要な地区において、地すべり防止施設を整備するとともに、県管理施設維持管理事業により施設の更新等を実施していく。

③治山施設の整備等

山地災害等による被害の防止及び保安林の機能を維持強化するため、渓流や山腹斜面を安定させるための治山ダム工、土留工等の施設の整備や植栽、森林の造成等を行い、荒廃地、荒廃危険地等の復旧整備を実施している（治山事業：松倉Ⅱ地区ほか 26 地区、栃久保地区ほか 4 地区、蓮華滝ほか 25 地区）。今後も引き続き、山地災害危険地区における治山事業の早期着手を目指す。また、重要インフラの緊急点検結果により判明した、緊急に対策が必要な山地災害危険地区等においても、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に対応し、治山

施設の設置等、復旧・予防対策の推進を図っていく。

④砂防関係施設の維持管理

砂防関係施設長寿命化計画に基づき、計画的な維持管理に取り組んでいる。今後は、維持管理予算の確保が課題であるが、起債事業等を有効活用し、効果的な維持管理に努めていく。

⑤火山噴火に対する警戒避難体制の整備

火山ごとに火山防災協議会を設置し、噴火シナリオ、ハザードマップ及び噴火警戒レベルについて公表している。平成30年5月には、火口周辺地域における避難計画も完成・公表となり、現在は居住地域の避難計画の策定作業を進めている。また、県内3山（吾妻山、安達太良山、磐梯山）では、火山防災対策検討WGを設置し、火山防災に係る啓発・広報、観光客等への避難誘導対策、火山防災訓練の計画等について検討を行っている。今後も引き続き、火山防災協議会（検討WGを含む。）において、住民や登山者等の警戒避難体制の整備・充実に取り組んでいく。

<起きてはならない最悪の事態>

1-5 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生

<推進方針>

- ①豪雪対策関係機関との雪害防止対策に係る情報共有及び連携体制の強化
- ②雪崩対策の推進
- ③道路の防雪施設の整備
- ④道路の除雪体制等の確保
- ⑤雪害及び雪下ろし事故防止等の注意喚起

<数値指標>

	策定時	現状値 (H31.1 時点)	目標値 (H32 年度)	達成度
雪を溶かすことのできる道路の延長	142.1km (H28 年度)	142.4km	143.0km	↗
雪崩や地吹雪のおそれのある危険箇所の解消数	98 箇所 (H28 年度)	98 箇所	103 箇所	→

<現状と課題、今後の方向性>

①豪雪対策関係機関との雪害防止対策に係る情報共有及び連携体制の強化

「安心して快適に暮らすことができる、雪と共生する魅力ある地域づくり」を基

本目標に掲げる福島県豪雪地帯対策基本計画の推進を図るため、計画の進捗状況を把握している。また、豪雪地域の豪雪時における生活圏及び道路交通等の確保並びにその他の応急的地域対策に関し、連絡協調を図るため、降雪前に関係機関が揃い雪対策に関する課題共有や情報交換を行っている。今後は、ボランティアの活用や「共助による地域除雪」の促進等、集落機能の維持・向上を推進していく。

②雪崩対策の推進

雪崩防災週間（12/1～12/7）に合わせ、雪崩災害の危険性を再認識してもらうため、県民に対し、雪崩に関する知識の普及・啓発を図っている。今後も引き続き、効果的な雪崩防災の普及・啓発に取り組んでいく。

③道路の防雪施設の整備

人家が連続し排雪スペースが無く除雪作業が困難な区間、急勾配を有する峠部や中心市街地の歩道等において、路面凍結によるスリップ事故等を防止するため、消融雪施設や凍結抑制舗装、日陰対策などを20箇所程度実施し、冬期交通における安全性の向上を図っている。今後は、優先順位を適切に設定し早急な対策を実施するとともに、トンネル坑口等、局部的な箇所において、新しいシステムの採用を積極的に検討し、より効率的で信頼性の高い新たな安全対策に取り組んでいく。

④道路の除雪体制等の確保

安全で円滑な道路環境整備を確保するため、除雪体制強化のための行動計画を定めた「アクション・プラン」の策定や除雪事業計画の見直しを実施し、適時適切な道路除雪や凍結抑制剤の散布等に取り組んでいる。今後は、効率的で効果的な除雪が実現できる体制を確保するため、老朽化した機械の更新やライブカメラの設置、人材育成のための講習会等を実施していく。

⑤雪害及び雪下ろし事故防止等の注意喚起

事故防止に向けて、県広報媒体等を通じて、雪害に対する注意喚起を実施している。また、雪害発生時には、必要に応じて施策の概要に記載した業務を実施している。引き続き、県広報媒体等を通じて、雪害に対する注意喚起を実施していくとともに、雪害発生時には、必要な支援を提供できるよう関係機関との連携体制の強化を図っていく。

<起きてはならない最悪の事態>

1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

<推進方針>

①住民等への情報伝達体制の強化

- ②避難行動要支援者対策の推進
- ③福祉避難所の充実・確保
- ④訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化
- ⑤道路情報提供装置等の整備
- ⑥在留外国人に対する多言語による情報提供
- ⑦自助・共助の取組促進
- ⑧自主防災組織等の強化
- ⑨東日本大震災・原子力災害を踏まえた防災教育の推進
- ⑩学校における災害対応行動マニュアルの作成支援
- ⑪震災教訓の伝承・風化防止

<数値指標>

	策定時	現状値 (H31.1 時点)	目標値 (H32 年度)	達成度
避難行動要支援者避難支援個別計画の策定市町村数	21 市町村 (H29.6 月)	38 市町村	59 市町村	↗
福祉避難所指定市町村数	55 市町村 (H28 年度)	55 市町村	59 市町村	→
県総合防災訓練の実施回数	1 回 (H28 年度)	1 回	1 回 (毎年度)	→
ライブカメラ設置台数	66 箇所 (H28 年度)	111 箇所	74 箇所	達成
危機管理センターの見学者数 (累計)	1,163 人 (H28 年度)	4,062 人	10,000 人	↗
自主防災組織の活動カバー率	80.0% (H29 年度)	81.2%	93.7%	↗
公立学校における災害対応 (火災・地震) 行動マニュアルの策定率	火災 99.7% 地震 99.6% (H29 年度)	100%	100% (H30 年度)	達成
防災教育に係る授業 (避難訓練を除く) を実施した学校の割合 (公立小・中学校)	100% (H28 年度)	100%	100%継続	→

<現状と課題、今後の方向性>

①住民等への情報伝達体制の強化

緊急速報メール、Lアラート、県公式ツイッター (H30 年度:171 回ツイート) 及びヤフー防災アプリ (H30 年度:29 回発信) を活用して、適時に住民へ情

報提供できる体制を整えている。今後も引き続き、適時の情報発信や多重化を図っていくとともに、各ツールの使用方法について改善の訓練を行っていく。

②避難行動要支援者対策の推進

主に人工呼吸器使用の在宅難病患者等については、災害時の避難・支援の計画を市町村が主体となって策定することとしており、各保健福祉事務所が管内の市町村等と連携のうえ、要支援者の把握及び災害時個別支援計画の策定等を支援しているが、作成状況が把握できていない状況にある。また、避難行動要支援者避難訓練を市町村が実施するにあたり、訓練の計画作成を支援するため、訓練内容や確認すべき事項等を明確にした資料を作成し市町村に周知している。今後は、各市町村の策定状況を把握し、市町村に対して計画の重要性と作成、名簿を活用した訓練の実施について働きかけを強化するとともに、災害時個別支援計画の策定等を支援していく。

③福祉避難所の充実・確保

福祉避難所の指定状況は、双葉4町（富岡町、大熊町、双葉町、浪江町）が未指定となっている。有事において効果的な避難行動がとれるよう実効性を確保する必要があることから、今後は、未指定の双葉4町に対して帰還状況に合わせた個別支援を行うとともに、危機管理部・保健福祉部で連携し市町村の福祉避難所開設・運営訓練を支援していく。

④訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化

福島県総合防災訓練を毎年実施（H30年度:田村市で実施）しており、各消防本部、県警、陸上自衛隊のほか、地元消防団や災害時応援協定締結団体など116機関・団体、約1,200名が訓練に参加している。今後も引き続き、効果的な訓練を実施するため、訓練内容の見直しを行いながら、災害発生時の体制確立、防災機関間の連携を確認するために毎年訓練を実施していく。

また、県と県警が連携して連絡体制を構築し、継続した訓練・教養による災害対処能力の向上に努めている。今後も継続的に教養資料の発出や災害警備訓練等を実施し、災害対処能力の向上を図る。

⑤道路情報提供装置等の整備

道路利用者が事前に道路状況を知ることができるよう、主要な路線の峠部を中心にカメラを設置し、インターネットを通じてリアルタイムに情報提供を行っている。今後も引き続き、計画的にライブカメラの設置・更新を行っていく。

⑥在留外国人に対する多言語による情報提供

（公財）福島県国際交流協会に委託し、多言語行政サービス提供事業とトリオフォンの設置を実施している。今後は、県内に居住する外国人の出身国の割合の変化に応じた対応言語の検討が必要であることから、県内に居住する外国人の実

態調査を行い、課題やニーズに応じた施策を行っていく。

⑦自助・共助の取組促進

訓練やイベント、出前講座など各事業を通じて、県民に対して自助・共助の意識啓発を図っている。今後も引き続き、各事業を通じて県民の自助・共助の意識高揚を図っていく。

<主な取組>

ふくしま防災フェア 来場者 25,800 人

県下一斉安全確保行動訓練シェイクアウトふくしま 参加者 185,208 人

防災出前講座 25 回実施 1,621 名参加

地区防災マップづくり 4地区対象に計11回ワークショップを開催

福島県総合防災訓練 116 機関・団体、約 1,200 名参加

⑧自主防災組織等の強化

自主防災組織による日常の防災活動に役立つメニューの提案と講師の派遣を行うことにより、自主防災組織の活動の活性化に取り組んでいる。(H30 年度:10 回実施 646 名参加)また、県内各地の自主防災組織のリーダー(町内会長や防災士等)を対象に、防災に関する講義や応急救護訓練、他県町内会の取組事例の講演等を含む研修会を実施した。今後も引き続き、各事業を通じて自主防災組織の活動促進を図っていく。

⑨東日本大震災・原子力災害を踏まえた防災教育の推進

防災教育については、全ての小中学校において避難訓練等を実施するだけでなく、理科や社会科、総合的な学習の時間等で災害発生のメカニズムや減災に向けての取り組み等が展開されている。今後は、防災の学びを学校だけにとどめず、家庭や地域が参加できるよう、モデル校が教科横断的に実践し、防災教育プログラムの構築・周知を図る。

⑩学校における災害対応行動マニュアルの作成支援

今年度、全ての公立学校において災害対応行動マニュアルが策定されたが、学校の統廃合や新設、避難指示区域での学校の再開が進んでおり、現状に即したマニュアルの作成が必要である。今後は、文部科学省が作成した「学校の危機管理マニュアル作成の手引」に沿ったマニュアルの改善も必要となることから、このための周知と改善に向けた研修を実施していく。

私立学校については、行動マニュアルの整備・点検状況、避難訓練の実施状況や教職員間の情報共有について確認するとともに、助言・指導を行っている。今後は、行動マニュアルが実践的なものになるよう学校運営状況調査等により引き続き助言、指導に努めていく。

⑪震災教訓の伝承・風化防止

現在、アーカイブ拠点施設の整備に向け工事を進めている。また、アーカイブ拠点施設設置準備のため、資料収集（震災資料資料約 16 万点）や震災パネル展の実施、アーカイブフォーラムの開催（いわき市で開催）、人材育成（語り部）、資料映像（現在作成中）の作成等を行っている。今後は、作成している資料映像を活用し、より震災教訓の伝承と風化防止が図られるよう施設開所を周知するとともに、開所後の運営方法を検討する。

<起きてはならない最悪の事態>

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

<推進方針>

- ① 応急給水体制の整備
- ② 上水道施設の防災・減災対策
- ③ 物資供給体制の充実・強化
- ④ 非常用物資の備蓄
- ⑤ 大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化
- ⑥ 緊急輸送道路の防災・減災対策
- ⑦ 迂回路となり得る農道・林道の整備
- ⑧ 「道の駅」防災拠点化の推進
- ⑨ 自助・共助の取組促進（再掲）

<数値指標>

	策定時	現状値 (H31.1 時点)	目標値 (H32 年度)	達成度
水道基幹管路の耐震適合率	63.0% (H28 年度)	62.0%	80.0%	↘
点検において法面等に変上が見られる 落石等危険箇所の解消数	1,070 箇所 (H28 年度)	1,080 箇所	1,376 箇所	↗
農道整備率	39.3% (H28 年度)	39.3%	41.6%	→

<現状と課題、今後の方向性>

① 応急給水体制の整備

応急給水体制構築のため、災害時応援協定団体に訓練等への参加を依頼している。平成 30 年度の総合防災訓練では、田村市と市の協力団体、自衛隊による給水・給食訓練を実施した。また、トラック協会及び倉庫業協会の参加を得て、物

資輸送訓練を実施した。今後も引き続き、応急給水体制構築のため、訓練等で連携体制を確認していく。

②上水道施設の防災・減災対策

災害時においても給水機能を確保するため、基幹管路や配水池、浄水場など水道施設の耐震化や老朽化対策が進められているが、いずれも進捗途上にあり、計画的な整備を促進する必要がある。今後は、更新期を迎える施設については、将来の水需要等を考慮した施設の耐震化や更新、維持管理など老朽化対策を促進することが必要であることから、水道事業者による水道施設の耐震化や更新などの老朽化対策を促進するとともに、計画的な事業実施や国庫補助制度等の活用に向けた指導・助言を行う。また、国への要望や提言など、働きかけを継続的に進めていく。

③物資供給体制の充実・強化

各事業者と協定を締結し、関係会議や防災訓練を連携して実施することにより連携体制の確認・強化を図っている。(H30年度:新たに2件締結) 今後は、新規の協定締結と、協定締結団体との連携訓練や関係会議への参加を呼びかけするなど、連携体制の確認・強化を図っていく。

④非常用物資の備蓄

現在、県内16箇所(会津4箇所、中通り8箇所、浜通り4箇所)に備蓄物資を保管しており、使用期限が到来するものについては、適宜更新するとともに、利用可能な機関に提供している。また、平成30年7月豪雨の際には、フードバンクを通じて広島県、岡山県及び愛媛県へ備蓄物資を提供した(白飯20,550食、飲料水(1.5L)17,224本)。今後も引き続き、災害時に物資を出しやすい備蓄倉庫の確保に努めるとともに、使用期限が到来する備蓄物資の更新を適切に進めていく。

⑤大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化

都道府県間の相互応援協定の実効性向上を図るため、会議等を実施しているほか、情報伝達訓練を実施している。また、総合防災訓練及び災害対策本部事務局シミュレーション訓練において、福島県トラック協会及び倉庫業協会の参画を呼びかけ、体制確認を図っている。今後も引き続き、会議や各種訓練の実施を通じて、協定の実効性確保に努めていく。

⑥緊急輸送道路の防災・減災対策

毎年の法面点検等で法面や岩盤斜面に変状がみられる落石等危険箇所について、重点的な対策を進めているが、平成8年度に実施した道路防災総点検の結果に基づく要対策箇所以外にも緊急に対策すべき箇所(老朽モルタル等)があり、計画的に対策を実施できていない。今後は、事務所毎に緊急を要するものから優

先順位を定め、早急に対策をしていく。

⑦迂回路となり得る農道・林道の整備

【農道】農産物流通の合理化や農山村の活性化に供するため、農道整備事業等の計画的な実施を行っている（広域営農団地農道整備事業：いわき地区、一般農道整備事業：小島3期地区ほか2地区、基幹農道整備事業：釜ノ前3期地区ほか5地区、経営体育成基盤整備事業：経沢地区ほか44地区、中山間地域総合整備事業：とうわ地区ほか5地区）。今後も引き続き、目標値を達成できるよう事業の推進を図っていく。

【林道】森林の有する多面的機能の高度発揮に向けた森林整備の推進や効率的で安定した林業経営の確立等のための基盤となる林道の整備を推進している（森林管理道整備事業：岡部前乗線ほか3路線、森林居住環境整備事業：大滝線ほか2路線、山のみち地域づくり交付金事業：田島・舘岩Ⅰ線ほか1路線）。今後も引き続き、森林整備による多面的機能の発揮を図るとともに災害時の迂回路及び代替送路となり得るよう、林道の整備を推進していく。

⑧「道の駅」防災拠点化の推進

「道の駅防災総合利用に関する基本協定」に基づき、福島「道の駅」連絡会との連絡体制を構築している。今後も引き続き、ネットワーク会議を通じて体制強化を図っていく。

<起きてはならない最悪の事態>

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

<推進方針>

- ①ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備（再掲）
- ②砂防関係施設の維持管理（再掲）
- ③緊急輸送道路の防災・減災対策（再掲）
- ④迂回路となり得る農道・林道の整備（再掲）
- ⑤消防防災ヘリの円滑な運航確保

<現状と課題、今後の方向性>

⑤消防防災ヘリの円滑な運航確保

他県消防防災ヘリコプターの運航不能時及び別事案対応等対応困難な場合において、「消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における北海道・東北8道県相互応援協定」及び「航空消防防災相互応援協定（北関東3県・埼玉県・福島県）」に基づき応援活動を実施している。また、消防防災ヘリコプターの場外離着陸場の調査を毎年度実施している。今後も引き続き、他県との応援協定に基づき、応援

活動を実施するとともに、場外離着陸場の調査を実施する。

＜起きてはならない最悪の事態＞

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

＜推進方針＞

- ①訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化（再掲）
- ②警察の災害対応人員の確保及び災害用装備資機材の充実
- ③警察による災害対応のための連携体制の充実・強化
- ④消防広域応援体制の強化（再掲）
- ⑤大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化（再掲）
- ⑥消防防災ヘリの円滑な運航確保（再掲）
- ⑦救急業務の充実
- ⑧消防団の充実・強化（再掲）
- ⑨避難地域等における消防体制の再構築（再掲）

＜数値指標＞

	策定時	現状値 (H31.1 時点)	目標値 (H32 年度)	達成度
救急隊数に占める救急救命士運用 隊数の比率	88.2% (H28 年度)	90.8%	100%	↗

＜現状と課題、今後の方向性＞

②警察の災害対応人員の確保及び災害用装備資機材の充実

災害対応人員の確保については、訓練等の定期的実施により体制を確保している。今後も継続した訓練の実施により体制を強化していく。

災害用装備資機材については、災害時における情報収集活動に活用するオフロードバイクの老朽化による整備などが課題であるが、予算が限られていることから、現行事業を見直しながら装備資機材や車両の整備を図っていく。

③警察による災害対応のための連携体制の充実・強化

災害対応のために、関係機関と定期的な会議等、機会を捉えて情報共有を行っており、消防・自衛隊とは各種訓練等による連携を図っている。今後も引き続き、顔の見える関係作りを推進し、連携体制の充実強化を図る。

⑦救急業務の充実

救急隊員に占める救急救命士の比率及び救急隊数に占める救急救命士運用隊数の

比率は、全国平均を下回っており、全国順位も低位にあることから、各消防本部において、救急業務の高度化に向け、除細動、気管挿管等の救急救命措置を行うことのできる救急救命士の養成に取り組んでいる。今後も、全ての救急隊に救急救命士が1人以上配置される体制を確保するため、救急救命士養成研修の補助が続けられるよう予算確保していく。また、各消防本部の財政負担軽減のため、国に対し財政支援を要請していく。

<起きてはならない最悪の事態>

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

<推進方針>

- ①災害拠点病院における非常時使用燃料等の確保
- ②透析医療機関での非常時対応体制の整備
- ③緊急車両等に供給する燃料の確保

<現状と課題、今後の方向性>

①災害拠点病院における非常時使用燃料等の確保

災害拠点病院の現況調査を毎年実施（自家発電機の有無、自家発電機の発電容量、燃料の備蓄等）しており、全ての災害拠点病院で非常時に使用する燃料等が確保されている。今後も引き続き災害拠点病院の現況把握に取り組んでいく。

②透析医療機関での非常時対応体制の整備

人工透析実施医療機関を対象に、災害時の透析について（自己水源の有無、自家発電装置の有無等）調査し、現状を把握している。今後も引き続き、人工透析医療調査を実施し、透析実施医療機関の災害時の体制の把握に努める。また、福島県災害医療マニュアルの見直しの中で具体的な対応について検討する。

③緊急車両等に供給する燃料の確保

災害時に燃料供給が滞りなく行われるよう、県石油業協同組合と災害時応援協定を締結しており、総合防災訓練において燃料供給訓練を実施している。今後も引き続き、訓練等を通じて県石油業協同組合等との連携強化に努めていく。

<起きてはならない最悪の事態>

2-5 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺

<推進方針>

- ①DMA Tによる災害医療体制の充実
- ②DPA Tによる精神保健活動支援体制の充実

- ③ドクターヘリによる救急医療体制の充実・強化
- ④広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）の体制整備
- ⑤災害医療コーディネート体制の整備
- ⑥災害時医薬品等の備蓄・供給体制の維持
- ⑦災害時医療・福祉人材の確保
- ⑧医療機関における情報通信手段の確保
- ⑨病院施設・社会福祉施設の耐震化等（再掲）
- ⑩福祉避難所の充実・確保（再掲）
- ⑪浜通り地方における医療提供体制の再構築
- ⑫浜通り地方における福祉・介護サービスの再構築

<数値指標>

	策定時	現状値 (H31.1 時点)	目標値	達成度
DPATの整備数	4 チーム (H28 年度)	13 チーム	30 チーム (H30 年度)	↗
病院敷地内にヘリポートを有している災害拠点病院の割合	50.0% (H28 年度)	75.0%	100% (H35 年度)	↗
県外からの福祉・介護人材確保支援事業による奨学金の利用者数（累計）	94 人 (H28 年度)	115 人	150 人 (H30 年度)	↗

<現状と課題、今後の方向性>

①DMATによる災害医療体制の充実

現在、県内の災害派遣医療チーム（DMAT）保有機関は11医療機関である。今後も引き続き、国が実施するDMAT研修の受講等を支援するとともに、DMATの増加と既に養成されているDMATのサポートを目的として、県内でDMAT隊員の養成研修を実施していく。また、DMAT隊員に対し、技能維持と原子力災害への対応を目的として、県内でDMAT隊員の技能維持研修を実施していく。

②DPATによる精神保健活動支援体制の充実

大規模災害時に活動する災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣に向けた研修を開催するとともに、国が主催するDPAT養成研修への参加により体制の充実を図り、必要な資機材の整備を推進している。今後も引き続きDPAT隊員の養成研修等を実施し、災害時の精神医療体制の強化を図る。

③ドクターヘリによる救急医療体制の充実・強化

福島県立医科大学付属病院にドクターヘリを配備しているほか、災害拠点病院においてヘリポートを有しているのは6病院である。今後も引き続き、ドクターヘリの運行を支援するとともに、救急医療機関におけるヘリポート整備を支援していく。

④広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）の体制整備

福島空港にSCU資機材を配備し、設置運営訓練を実施している。今後も引き続き、福島空港と連携しながら訓練を実施していく。

⑤災害医療コーディネーター体制の整備

国の災害医療コーディネーター体制を踏まえ、年度内に県の災害医療コーディネーター研修を行う予定である。今後は、災害医療コーディネーターの活動内容を災害救急医療マニュアルに反映するため、関係者と連携して検討を進めていく。

⑥災害時医薬品等の備蓄・供給体制の維持

福島県医薬品卸組合及び福島県医療機器販売業協会と医薬品等の備蓄供給業務の委託契約を締結し、災害時における医薬品等の供給に備えている。今後も引き続き、委託契約を締結している福島県医薬品卸組合及び福島県医療機器販売業協会と、災害時等に迅速に対応できるよう連携を図るとともに、情報連絡体制の維持を図っていく。

⑦災害時医療・福祉人材の確保

現在、災害時医療救護に関する協定を70の法人・施設等と締結し、医療人材の確保に取り組んでいる。また、福島県災害派遣福祉チームに170名が登録しており、基礎研修やスキルアップ研修等の実施を図りながら、高齢者、障がい者等を円滑に支援できる体制を構築している。今後も引き続き、災害時における医療・福祉の人材確保に取り組む必要があることから、東北地方の他県との協力体制を検討していく。

⑧医療機関における情報通信手段の確保

現在、県内全ての病院を広域災害救急医療情報システム（EMIS）に登録し、毎年EMIS入力訓練を実施している。今後も引き続き、EMIS入力訓練を定期的実施し、全病院に対して災害時の情報共有の意識付けを図っていく。

⑩浜通り地方における医療提供体制の再構築

平成30年4月にふたば医療センター附属病院が開院し、平成31年1月末現在で31の医療機関が再開しているが、復興・帰還の進捗に応じて「薬局」「歯科診療所」のニーズが高まるなど、確保すべき「地域に必要な医療等」も変化している。今後は、「地域に必要な医療等」の確保に向け、市町村を含めた関係機関

が連携し、支援を講じていく。

⑫浜通り地方における福祉・介護サービスの再構築

介護関連職種の有効求人倍率は平成 30 年 8 月分で相双地域が 4.40 倍、いわき地域が 3.05 倍と県全体の 2.86 倍を上回る状況にあり、介護人材が非常に不足しており、住民に十分な介護サービスが提供でない状況にあることから、今後も引き続き、被災地福祉・介護人材確保支援事業を実施していく。

<起きてはならない最悪の事態>

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

<推進方針>

- ①感染症予防措置の推進
- ②下水道業務継続計画（BCP）の策定・推進
- ③下水道施設の維持管理
- ④単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進
- ⑤家畜伝染病対策の充実・強化

<数値指標>

	策定時	現状値 (H31.1 時点)	目標値 (H32 年度)	達成度
麻しん予防接種率	1 期) 97.7% 2 期) 92.9% (H28 年度)	1 期) 94.6% 2 期) 92.8%	1 期) 98.0% 2 期) 98.0%	↓

<現状と課題、今後の方向性>

①感染症予防措置の推進

毎年、感染症発生時における対応能力向上を図るため、毎年、計画的に各種研修会に保健所職員を派遣している。今後も引き続き、関係機関を含めた伝達研修や情報交換等を行い、連携強化を図るとともに、人材育成の体制整備を進める。

②下水道業務継続計画（BCP）の策定・推進

新型インフルエンザの流行に関し、県民生活への影響をできるだけ軽減するために必要な行政サービスの維持を目的とし、非常時優先業務や事業体制等を定めた福島県下水道業務継続計画（BCP）（新型インフルエンザ編）を平成 30 年 2 月に策定した（平成 30 年 4 月改訂）。また、BCP（地震編）に基づき、情報伝達訓練を実施した。今後は、適宜BCPのブラッシュアップを行うとともに、継続的に情報伝達訓練を実施していく。

③下水道施設の維持管理

災害時においても、生活空間での汚水の滞留や未処理下水の流出に伴う伝染病の発生を防止するため、下水道の機能を維持することを目的に「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に対応し、下水道施設の耐震補強に取り組んでいく。また、「福島県流域下水道ストックマネジメント計画書」に基づき、計画的な改築、更新を行っている。今後も引き続き、計画の見直しを適宜行いながら、計画的な改築、更新を行っていく。

④単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進

浄化槽は地震等の災害に強い汚水処理施設であり、現在、浄化槽の整備に対する支援を行っている。災害時における汚水処理施設の機能停止を防ぐことができるよう、引き続き、福島県浄化槽整備事業費補助金等により浄化槽の整備促進を図っていく。

⑤家畜伝染病対策の充実・強化

各種伝染病の発生予防及びまん延防止を図るため、家畜伝染病予防法に基づく検査・指導、初動防疫に必要な資材の備蓄、防疫演習の実施（8/6 高病原性鳥インフルエンザ机上防疫訓練、10月～11月地方対策本部単位で防疫演習を開催）、防疫対策業務に関する協定の締結（ホームセンター2社及び運送会社と防疫措置に必要な物資等の調達に関する協定を締結）等を実施している。今後も引き続き、災害が発生したとしても迅速かつ的確な対応ができるよう、関係団体と連携しながら、家畜防疫体制の強化を図っていく。

<起きてはならない最悪の事態>

3-1 被災による警察機能の大幅な低下に伴う治安の悪化等

<推進方針>

- ①警察施設の耐震化等
- ②警察の災害対応人員の確保及び災害用装備資機材の充実（再掲）
- ③警察ネットワーク環境の充実
- ④警察による災害対応業務のための電源・通信回線の確保

<数値指標>

	策定時	現状値 (H31.1 時点)	目標値 (H32 年度)	達成度
警察施設の耐震化率	93.2% (H28 年度)	96.2%	98.0%	↗

<現状と課題、今後の方向性>

①警察施設の耐震化等

県耐震改修促進計画に基づく対象施設の耐震診断は平成20年度までに終了しており、計画的に耐震改修工事を実施している。今後も計画的な耐震改修に向けての予算化を図っていく。

③警察ネットワーク環境の充実

新警察本部庁舎のネットワーク環境の充実と機能の強化をはじめ、各署と新警察本部庁舎間のネットワーク等についても冗長化を図ることにより、警察活動を最大限発揮できる環境を整備していく必要がある。今後は、厳しい財政事情を考慮しながら、可能な範囲でネットワーク環境の整備、強化を推進していく。

④警察による災害対応業務のための電源・通信回線の確保

電力事業者及び情報通信事業者との協定を締結し、災害時の電源及び通信回線を確保しているものの、実際の大規模災害に際し効果的な活動ができるかどうか検証が必要である。今後は、実効的な災害警備訓練等を実施し、連携強化を図っていく。

<起きてはならない最悪の事態>

3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

<推進方針>

- ①自動起動型信号機電源付加装置の整備
- ②交通安全施設の維持管理（再掲）
- ③交通整理訓練等の実施による災害対応力の強化

<数値指標>

	策定時	現状値 (H31.1 時点)	目標値 (H32 年度)	達成度
自動起動型信号機電源付加装置の整備数	374 基 (H28 年度)	427 機	増加目指す	達成

<現状と課題、今後の方向性>

①自動起動型信号機電源付加装置の整備

県内の主要幹線道路の重要な信号交差点に自動起動式電源付加装置を整備するとともに、保守点検により不具合を早期に把握し修繕を実施している。今後も引き続き主要幹線道路の重要な交差点に自動起動式電源付加装置等の整備を図るとともに、保守点検により不具合を把握し、点検の結果、早急な対応が必要な装置

を優先的に更新する。

③交通整理訓練等の実施による災害対応力の強化

大規模災害発生に備え、信号滅灯事案が発生した際に迅速に対応すべく、手信号による交通整理訓練等を実施している。今後も引き続き、突発する災害に備え、警察官等に対して交通整理要領を熟知させるべく、継続した訓練を実施していく。

<起きてはならない最悪の事態>

3-3 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

<推進方針>

- ①業務継続に必要な体制の整備
- ②受援体制の整備
- ③防災拠点施設の機能確保
- ④県有施設（庁舎等）の耐震化等（再掲）
- ⑤訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化（再掲）
- ⑥大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化（再掲）
- ⑦緊急車両等に供給する燃料の確保（再掲）
- ⑧電力関係事業者との連携強化

<数値指標>

	策定時	現状値 (H31.1 時点)	目標値 (H32 年度)	達成度
業務継続計画を策定した市町村数	13 市町村 (H28 年度)	24 市町村	59 市町村	↗

<現状と課題、今後の方向性>

①業務継続に必要な体制の整備

県業務継続計画については、既に本庁版及び7地方版を策定済みであり、必要に応じ、適宜改訂作業を実施している。また、実効性の検証のために、業務継続のための職員参集訓練を実施した（平成30年5月）。さらに、市町村における業務継続計画策定支援のため、企業との包括連携協定を活用した研修会を実施した（平成30年8月）。今後は、市町村における業務継続計画の策定率が全国と比較して低い状況にあることから、引き続き、研修会の開催や個別訪問などにより市町村における業務継続計画の策定を支援し、災害対応等に必要不可欠な行政機能の確保に向けた体制整備を促進していく。

②受援体制の整備

受援の窓口や受援の対象となる業務、市町村への支援体制などを定めた受援計画を平成30年4月に策定・公表した。9月に発生した北海道胆振東部地震では、福島県受援・応援計画に基づき、北海道厚真町に対して住家被害認定にかかる対口支援を実施した。現在、北海道への応援業務から見えた課題の整理を行い、計画の見直しを行うとともに、円滑な受援体制の構築に向けた検討を行っている。今後は、災害時における円滑な受援・応援体制を構築するため、計画の見直しを検討する。

③防災拠点施設の機能確保

危機管理センターの通信・映像設備等については、保守点検及び障害発生時の緊急対応を随時行っている。今後も引き続き、通信・映像設備等に係る保守点検を行い、設備の正常な状態を常時確保していく。

また、県庁消防防災訓練により被災時の情報伝達等を確認している。今後も引き続き、消防防災設備や庁内電話回線等の適正な維持管理と定時点検を実施していく。

④電力関係事業者との連携強化

県総合防災訓練において、東北電力(株)が電力施設復旧訓練をするなど、訓練を通じて各ライフライン事業者と連携強化を図っている。今後も引き続き、訓練等を通じて各ライフライン事業者と連携強化を図っていく。

<起きてはならない最悪の事態>

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

<推進方針>

- ①防災拠点施設の機能確保（再掲）
- ②情報システムの業務継続体制（ICT-BCP）の強化
- ③情報通信設備の耐災害性の強化
- ④多様な通信手段の確保
- ⑤警察による災害対応業務のための電源・通信回線の確保（再掲）
- ⑥医療機関における情報通信手段の確保（再掲）

<現状と課題、今後の方向性>

②情報システムの業務継続体制（ICT-BCP）の強化

「福島県ICT部門の業務継続計画」に基づき、大規模な災害や事故等が発生した際に、重要業務をなるべく中断させず、中断してもできるだけ早く復旧させるため、重要業務に係る情報システムICT部門として早急に復旧させる体制とな

っている。今後は、休日・夜間に被害が発生した場合の体制整備について検討し、計画に反映させていく。

③情報通信設備の耐災害性の強化

東日本大震災でも被害の無かった民間データセンターをハウジング委託し、情報通信ネットワークの基幹ネットワーク機器、県ホームページ及びグループウェアシステムが稼働する共有サーバをデータセンターで運用することで、地震や地域停電でも止まらない体制を維持している。今後も引き続き、各システム管理者に対してサーバ統合やデータセンターのハウジング移行を促し、安全な環境でのシステム運用環境を確保していく。

④多様な通信手段の確保

各種協定を通じて通信事業者との連携強化を図っている。また、災害発生時における市町村との通信不通を避けるため、リエゾン派遣職員への研修（平成30年4月）や、各地方振興局に衛星携帯電話の配置を行っている。今後も引き続き、訓練等を通じて各通信事業者と連携強化を図っていく。

<起きてはならない最悪の事態>

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

<推進方針>

- ①住民等への情報伝達体制の強化（再掲）
- ②放送事業者との連携強化

<現状と課題、今後の方向性>

②放送事業者との連携強化

各種協定を通じて通信事業者との連携強化を図っており、新たに平成30年4月に防災対策への協力のためラジオ福島との協定を締結した（通信・報道に関する協定締結数23件）。今後は、県の担当課と協定締結団体との顔の見える関係づくりのため、災害時応援協定ネットワーク会議を開催し連携強化を図る。また、避難情報、避難所の開閉設情報についてはLアラートによって市町村から県内各放送事業者へ配信しているが、同情報を配信できる事業者がまだ少数であることから、Lアラート利活用連絡会を通じて市町村、県、放送事業者でその活用を議論し、改善を図っていく。

<起きてはならない最悪の事態>

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞

<推進方針>

- ①企業の事業継続計画（BCP）策定の促進
- ②港湾の事業継続計画（BCP）の策定・推進
- ③高規格幹線道路・地域高規格道路等の整備
- ④緊急輸送道路の防災・減災対策（再掲）
- ⑤迂回路となり得る農道・林道の整備（再掲）
- ⑥空港施設の整備等（再掲）
- ⑦港湾施設の整備等（再掲）
- ⑧漁港施設の整備等（再掲）
- ⑨橋梁施設の耐震対策等（再掲）
- ⑩無電柱化の推進（再掲）

<数値指標>

	策定時	現状値 (H31.1 時点)	目標値 (H32 年度)	達成度
高規格幹線道路・地域高規格道路の供用延長	460km (H28 年度)	476km	478km	↗

<現状と課題、今後の方向性>

①企業の事業継続計画（BCP）策定の促進

協定を締結した6団体で連携を図りながら県内事業者のBCP策定支援を行っており、平成30年度は県中地方で80名規模のセミナーを開催した。今後も引き続き、協定団体と連携を図りながら、県内事業者に対してBCP策定の意義をセミナーの開催や機関誌、会報等の広報手段を用いて周知に努め、具体的な取組につなげていく。

②港湾の事業継続計画（BCP）の策定・推進

策定した港湾事業継続計画（小名浜港、相馬港）の実行性を高め、必要に応じて見直しを実施するための訓練を実施している。今後も引き続き、定期的に訓練を実施し、災害に対する危険の洗い出しや対応方針について検討を行っていく。

③高規格幹線道路・地域高規格道路等の整備

地域間の連携強化に向け、高速交通体系等の整備を進めるため「広域交流を支える交通ネットワークの形成」を基本施策とし、常磐道、東北中央道、会津縦貫道について事業を推進している。今後は、暫定2車線区間の4車線化や未着手区間の事業化を早期に進める必要があることから、引き続き、事業中区間の整備を進めるとともに、未着手区間の早期事業化等を国に働きかけていく。

<起きてはならない最悪の事態>

5-2 食料等の安定供給の停滞

<推進方針>

- ①高規格幹線道路・地域高規格道路等の整備（再掲）
- ②緊急輸送道路の防災・減災対策（再掲）
- ③迂回路となり得る農道・林道の整備（再掲）
- ④空港施設の整備等（再掲）
- ⑤港湾施設の整備等（再掲）
- ⑥漁港施設の整備等（再掲）
- ⑦食料生産基盤の整備
- ⑧農業水利施設の適正な保全管理

<数値指標>

	策定時	現状値 (H31.1 時点)	目標値 (H32 年度)	達成度
ほ場整備率（水田）	72.5% (H28 年度)	73.2%	76.0%	↗
安定的な用水供給機能が維持される面積	17,703ha (H28 年度)	24,207ha	36,960ha	↗

<現状と課題、今後の方向性>

⑦食料生産基盤の整備

安定的かつ効率的な営農を推進するため、ほ場の区画整理（大区画化、汎用化、水管理の省力化・効率化等）による食料生産基盤の整備を行っている（経営体育成基盤整備事業：経沢地区ほか 5 地区、復興再生基盤整備事業：前田川地区ほか 8 地区、復興基盤総合整備事業：押釜地区ほか 26 地区等）。会津地方は会津盆地を中心にほ場の大区画化が進んでいる（整備率 98.7%）が、浜通り地方は東日本大震災により甚大な被害を被っており、営農再開を進めるため、ほ場整備により地域農業の再生を図る必要がある（整備率 57.5%）。今後は、目標値の達成に向けて事業の早期進捗を図っていく。

⑧農業水利施設の適正な保全管理

施設設置市町村または土地改良区への施設の管理（操作）委託により、適正な維持管理及び災害対応を実施している。また、各施設のストックマネジメントを推進している（土地改良施設維持管理適正化事業加入施設 86 施設）。今後は、地域住民も巻き込んだ施設の管理体制の構築や、施設管理者自らが施設の長寿命化

を図るための技術を習得し効率的な施設の維持補修に取り組める体制作りを進めていく。さらに、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に対応し、各施設のストックマネジメントに取り組んでいく。

＜起きてはならない最悪の事態＞

6-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止

＜推進方針＞

- ① 県の要請に基づく避難所等へのLPガス供給
- ② 電力関係事業者との連携強化（再掲）
- ③ 緊急車両等に供給する燃料の確保（再掲）
- ④ 無電柱化の推進（再掲）
- ⑤ 石油コンビナート防災体制の充実・強化
- ⑥ 再生可能エネルギーの導入拡大

＜数値指標＞

	策定時)	現状値 (H31.1 時点)	目標値 (H32 年度)	達成度
住宅用太陽光発電設備の 設置件数及び設置容量	44,827 件 195,992kW (H28 年度)	49,867 件 222,394kW	70,000 件 333,000kW	↗

＜現状と課題、今後の方向性＞

① 県の要請に基づく避難所等へのLPガス供給

災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定に基づき、避難所における被災者の生活支援や応急対策を行うために必要なLPガス燃料・器具等を確保している。今後も引き続き、協定に基づく協力要請や連絡体制を相互に確認し、非常時に備える。

⑤ 石油コンビナート防災体制の充実・強化

福島県石油コンビナート等防災計画については、外部専門機関への委託による石油コンビナート防災アセスメント調査の結果に基づき、平成30年3月に修正し公表した。今後は、隔年で実施している石油コンビナート総合防災訓練（H31に実施予定）に向け、調整を行っていく。

⑥ 再生可能エネルギーの導入拡大

県内の産業集積と地域経済の活性化を図るため、再生可能エネルギーの導入拡大に取り組んでいるが、固定価格買取制度により太陽光発電を中心に再エネ設備

導入が急伸している。今後は、蓄電池の利用などを含めた、再生可能エネルギーの自家消費や地産地消を更に推進していく。

<起きてはならない最悪の事態>

6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

<推進方針>

- ①上水道施設の防災・減災対策（再掲）
- ②下水道業務継続計画（BCP）の策定・推進（再掲）
- ③下水道施設の維持管理（再掲）
- ④単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進（再掲）
- ⑤工業用水道施設の整備等
- ⑥工業用水道の応急復旧体制の整備
- ⑦農業集落排水施設の整備等

<数値指標>

	策定時	現状値 (H31.1 時点)	目標値 (H32 年度)	達成度
水管橋の耐震化率	93.9% (H28 年度)	100%	100%	達成
農業集落排水施設の整備 済み人口	120,654 人 (H28 年度)	119,384 人	136,520 人	↘

<現状と課題、今後の方向性>

⑤工業用水道施設の整備等

平成30年7月に水管橋の耐震化工事が完成し、水管橋の耐震化率は目標である100%に前倒して達成できた。今後は、計画に基づき土木構造物の構造強化を図るとともに、施設の健全性を確認しながら、計画に基づいた保守点検、修繕及び更新工事を実施していく。

⑥工業用水道の応急復旧体制の整備

工業用水道施設の被害状況等の調査及び応急復旧対策を適切に行うため、災害時相互応援協定に基づく応援要請、伝達訓練を実施している。今後は、危機管理対応体制について、必要に応じて検証や見直しを実施するとともに、応急復旧資機材の備蓄を進める。

⑦農業集落排水施設の整備等

農業集落排水処理施設について、機能診断調査を行うとともに、その結果に基

づき、既存施設の予防保全対策と「最適整備構想」を策定し、適時・適切な修繕と更新による長寿命化を計画的に進め、ライフサイクルコストの低減を図っている（喜多方地区ほか3地区）。併せて、農業用排水の水質保全や機能維持、農村生活環境の改善を図り、公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落排水施設の整備及び老朽化した施設の改築・更新を推進している（本村地区ほか8地区）。また、農業集落排水エリア内での定住人口の減少が生じている現状を踏まえ、今後は、下水道と、農業集落排水、農業集落排水施設同士の統廃合や、市町村を跨いだ広域化・共同化等により管理運営等の経営安定化を図っていく。

<起きてはならない最悪の事態>

6-3 陸・海・空の基幹交通及び地域交通ネットワークが分断する事態

<推進方針>

- ①高規格幹線道路・地域高規格道路等の整備（再掲）
- ②緊急輸送道路の防災・減災対策（再掲）
- ③迂回路となり得る農道・林道の整備（再掲）
- ④橋梁施設の耐震対策等（再掲）
- ⑤地すべり防止施設の整備等（再掲）
- ⑥ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備（再掲）
- ⑦砂防関係施設の維持管理（再掲）
- ⑧道路の防雪施設の整備（再掲）
- ⑨道路の除雪体制等の確保（再掲）
- ⑩空港施設の整備等（再掲）
- ⑪地方航空ネットワークの維持・拡充
- ⑫港湾施設の整備等（再掲）
- ⑬漁港施設の整備等（再掲）
- ⑭海岸保全施設の整備等（再掲）
- ⑮防潮水門及び陸閘の自動化・遠隔操作化（再掲）
- ⑯河川管理施設の整備等（再掲）
- ⑰鉄道施設の復旧・基盤強化
- ⑱地域公共交通の確保

<数値指標>

	策定時	現状値 (H31.1 時点)	目標値 (H32 年度)	達成度
福島空港利用者数	246 千人 (H28 年度)	259 千人 (H29 年)	300 千人	↗

JR 路線の運休区間の距離	常磐 36.6km 只見 27.6km (H28 年度)	常磐 20.8km 只見 27.6km	常磐 0.0km 只見 0.0km	↗
---------------	------------------------------------	------------------------	----------------------	---

<現状と課題、今後の方向性>

⑪地方航空ネットワークの維持・拡充

定期路線の拡充と新規路線開設に向けた航空会社に対するトップセールスの実施や、空港の利用促進のために開港 25 周年キャンペーンなどを実施した。また、国際線における運休路線の再開や新規開設、国内線における路線の維持・拡充を図るため、着陸料等の減免を実施している。今後も引き続き、定期路線の拡充と新規路線開設に向けた航空会社、旅行会社等への働きかけを行い、人口減少社会に適應できる他空港との連携も視野に入れた地域航空・交通ネットワーク強化を検討していくとともに、路線の維持・拡充対策として減免措置を継続していく。

⑰鉄道施設の復旧・基盤強化

JR 只見線については、JR 東日本と連携し 2021 年度中の全線運転再開を目指して復旧工事を進めていく。JR 常磐線については 2019 年度中の全線運転再開を目指し、復旧工事が進められており、引き続き、JR 東日本や国に対し、早期の全線復旧を要望していく。

⑱地域公共交通の確保

交通弱者の足を確保し、交流人口の拡大を図るため、公共交通を構築する市町村や交通事業者の取組の支援、地域の実情に即した生活交通対策事業を実施する市町村を支援している。今後も引き続き、交通体系の維持・再構築に係る取組と、過疎化や高齢化により地域社会の活力低下が進む地域における交通弱者の足を確保するための取組を推進していく。

<起きてはならない最悪の事態>

6-4 異常湧水等による用水の供給途絶

<推進方針>

- ①湧水時における情報共有体制の確保
- ②工業用水の湧水対策
- ③農業用水の湧水対策

<現状と課題、今後の方向性>

①湧水時における情報共有体制の確保

県内ダム貯水状況や降水量等から速やかに渇水の予兆を察知するため、関係各課や各地方振興局に情報提供を呼びかけた。今後も引き続き、関係機関と連携し渇水情報の収集・提供を適宜・適切に行い、県民に分かりやすい情報提供に努めていく。

②工業用水の渇水対策

異常渇水が発生した場合は、渇水対策対応体制により対応することとしており、今後も異常渇水時には各種要領等により必要な措置を講じるとともに、受水企業と連絡調整を図りながら対策を実施していく。

③農業用水の渇水対策

県内の各農業用ダムの貯水状況について毎月情報収集を行うとともに、県のホームページで公表を行った。今後も引き続き、関係機関と連絡調整がスムーズに行えるよう渇水に関する情報取得に努めるとともに、体制を確認するほか、渇水時の対応方法等（ポンプリース、災害復旧）について情報提供を行い、緊急時に備える。

<起きてはならない最悪の事態>

7-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

<推進方針>

- ①農業水利施設の適正な保全管理（再掲）
- ②農業用ため池ハザードマップの作成支援
- ③ダム管理設備の機能確保（再掲）
- ④海岸保全施設の整備等（再掲）
- ⑤河川管理施設の整備等（再掲）
- ⑥ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備（再掲）
- ⑦砂防関係施設の維持管理（再掲）
- ⑧石油コンビナート防災体制の充実・強化（再掲）

<数値指標>

	策定時	現状値 (H31.1 時点)	目標値 (H32 年度)	達成度
防災重点ため池のハザードマップ作成率	69.3% (H28 年度)	80.0%	100%	↗

<現状と課題、今後の方向性>

②農業用ため池ハザードマップの作成支援

二次被害が想定される農業用ため池の防災減災対策を図るため、ハザードマップ作成を推進している（福島第3地区ほか17地区）。今後、防災重点ため池の再選定が行われることから、見直しにより増加する防災重点ため池のハザードマップの作成を進めていく。

<起きてはならない最悪の事態>

7-2 有害物質の大規模拡散・流出

<推進方針>

- ①有害物質の拡散・流出防止対策の推進
- ②アスベスト使用被災建築物の適切な管理・解体
- ③PCB廃棄物の適正処理
- ④工場・事業所におけるリスクコミュニケーションの実施

<数値指標>

	策定時	現状値 (H31.1 時点)	目標値 (H32 年度)	達成度
工場・事業場におけるリスクコミュニケーションの実施件数	102 件 (H28 年度)	94 件 (H29 年度)	170 件	↘

<現状と課題、今後の方向性>

①有害物質の拡散・流出防止対策の推進

福島県化学物質適正管理指針に基づき、県内約700工場・事業場に対し、調査を実施している。今後も継続して調査を実施し、浸透を図っていく。

②アスベスト使用被災建築物の適切な管理・解体

大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出作業の届出のあったすべての工事現場への立入調査を行い、飛散防止措置が適正に行われているか確認を行っている。今後は、災害発生時には建築物の倒壊・破損に伴い、アスベストの飛散・暴露の恐れがあり、機敏に対応する必要があることから、平常時から、土木部等関係機関との連携を図りながら、災害時に備えた準備を進めていく。

③PCB廃棄物の適正処理

PCB 廃棄物の保管等事業者に対して、処分期間内の確実かつ適正な処理、その間の安全な保管等を指導している。今後もマスコミを活用した広報、保管等事業者への計画的な訪問等により、処分期間内の全量処理に向けて取り組んでいく。

④工場・事業所におけるリスクコミュニケーションの実施

企業におけるリスクコミュニケーション実施の普及促進を図るため、リスコミ推進のためのセミナー（1回）や事例発表・交流会（1回）、企業アンケート調査（約700事業者）、企業、工業団地訪問（10社程度）を実施しているものの、H26年度の目標達成以降、工場・事業場におけるリスクコミュニケーションの実施件数が減少している。今後は、特に中小企業への普及を図るとともに、継続したリスクコミュニケーション実施の促進を図っていく。

<起きてはならない最悪の事態>

7-3 原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく

<推進方針>

- ①原子力発電所の安全監視
- ②原子力防災体制の充実・強化
- ③原子力災害時避難対策の推進
- ④広域避難計画に基づく住民避難訓練の実施
- ⑤関係機関・原子力事業者との情報連絡体制の充実・強化
- ⑥放射線モニタリング体制の充実・強化
- ⑦警察による原子力災害対策の充実・強化
- ⑧原子力災害医療体制の充実・強化
- ⑨放射性物質に汚染された廃棄物の適正処理
- ⑩中間貯蔵施設及び除去土壌等の輸送の安全確保
- ⑪除染により発生した除去土壌等の適切な管理
- ⑫放射線等に関する正しい知識の普及啓発
- ⑬様々な教育分野と関連した放射線教育の推進
- ⑭震災教訓の伝承・風化防止（再掲）

<数値指標>

	策定時	現状値 (H31.1時点)	目標値 (H32年度)	達成度
原子力発電所現地確認調査回数	263回 (H28年度)	273回 (H29年度)	適切に実施 (毎年度)	—
原子力防災に関する研修の実施回数	6回 (H28年度)	6回 (H29年度)	6回 (毎年度)	→
住民避難訓練の実施回数	1回 (H28年度)	1回 (H29年度)	1回 (毎年度)	→

原子力防災通信連絡訓練の実施回数	4回 (H28年度)	4回 (H29年度)	4回 (毎年度)	→
講演会等へのアドバイザー派遣回数	2回 (H28年度)	2回 (H29年度)	2回 (毎年度)	→
環境創造センター交流棟「コミュタン福島」で環境学習を行った県内小学校の割合	38.2% (H28年度)	55.9% (H29年度)	100%	↗
放射線教育に係る授業を実施した学校の割合（公立小・中学校）	100% (H28年度)	100%	100%継続	→

<現状と課題、今後の方向性>

①原子力発電所の安全監視

廃炉に向けた取組やトラブルの状況等を随時確認し、原子力発電所の安全確保に向け監視を行っている。汚染水の流出や放射性物質が飛散することのないよう、対策に万全を期す必要があることから、今後も引き続き、廃炉に向けた取組をしっかりと監視し、国や東京電力に万全の対策を求めていく。

②原子力防災体制の充実・強化

原子力発電所において、新たな原子力災害が発生した場合に備え、地域防災計画（原子力災害対策編）等を策定している。今後も引き続き、防災体制充実のため、指針の改正を踏まえた計画の見直しや、定期的な業務従事者向け研修を計画的に実施していく。

③原子力災害時避難対策の推進

【危機管理部】原子力発電所において、新たな原子力災害が発生した場合に備え、原子力災害広域避難計画等を策定している。今後は、広域避難体制の充実・強化のため、渋滞対策の検討を進めるほか、避難手段の確保のために国等に必要な支援を求め、広域避難体制の充実・強化を図っていく。

【土木部】避難解除等区域の復興を周辺地域から強力で支援するため、基幹的な道路に囲まれる範囲を対象とする路線（8路線 29工区）をふくしま復興再生道路として整備を進めている。今後は、用地取得難航箇所が存在するが、平成30年代前半までの完成を目指し、重点的に整備を推進していく。

④広域避難計画に基づく住民避難訓練の実施

地域防災計画（原子力災害対策編）等に基づき、防災体制充実のため、定期的に住民避難訓練を実施し、業務従事者の対応能力の向上や、住民の理解促進等を図っていく。

⑤関係機関・原子力事業者との情報連絡体制の充実・強化

地域防災計画（原子力災害対策編）等に基づき、緊急時に備え、通信機器の保

守点検や通信連絡訓練を定期的実施していく。

⑥放射線モニタリング体制の充実・強化

モニタリングポスト等による空間線量率の測定や環境試料の分析を行い、福島県放射能測定マップ等を活用して県内外に情報提供している。今後は、廃炉作業の進展等を踏まえ、必要に応じ、放射線モニタリング体制をより充実・強化できるよう、機器を更新していく。また、モニタリングポスト等既存の機器の維持管理を継続し、災害発生時にも放射線モニタリング体制を確保できるよう努める。

⑦警察による原子力災害対策の充実・強化

警察職員の原子力災害に対する知識と対処能力の向上のため、研修会等への参加により知識と対処能力向上を図っている。今後も引き続き、原子力災害対応への意識付けと対処能力の持続のため、継続した研修や教養を実施していく。

⑧原子力災害医療体制の充実・強化

原子力災害医療等を提供する医療機関の整備や避難退域時検査の体制整備、安定ヨウ素剤の配備等を示した「福島県原子力災害医療行動計画」を改正した。今後も訓練等の結果を踏まえて内容の充実を図っていく。

⑨放射性物質に汚染された廃棄物の適正処理

国が実施する特定廃棄物埋立処分事業について、国、県、富岡・楢葉両町と締結した安全協定に基づき、輸送及び埋立処分等が適切に行われているか確認するとともに、その結果を公表している。また、必要に応じ、有識者で構成される産業廃棄物技術検討会を開催し、専門的見地から事業の安全性を確認している。今後も引き続き、事業が安全・適正に行われているか確認していくとともに、国、県、両町、警察、消防等関係機関が連携し、災害発生時の連絡体制の確認や災害対応の合同訓練の実施等に取り組む。

⑩中間貯蔵施設及び除去土壌等の輸送の安全確保

国が実施する除去土壌・汚染廃棄物の輸送及び保管等の事業について、国、県、大熊・双葉両町と締結した安全協定に基づき、現地確認や環境モニタリングを行っている。また、必要に応じ、有識者で構成される専門家会議を開催し、専門的見地から事業の安全性を確認している。今後も引き続き、事業が安全・適正に行われているか確認していくとともに、国、県、両町、警察、消防等関係機関が連携し、災害発生時の連絡体制の確認や災害対応の合同訓練の実施等に取り組む。

⑪除染により発生した除去土壌等の適切な管理

除去土壌等を安全に保管するために、仮置場等での問題・課題について、現地調査の上、対応を検討し、仮置場に係る知見や技術的手法をとりまとめている。また、市町村住民説明会等へ専門家を派遣するなど、県民へ放射能リスク等の情報・知識等を提供し、県民の抱く疑問や不安に対応している。今後は、仮置場等

技術指針に基づく指導のほか、現地調査や意見交換会等を通じ、関係市町村等と連携して適正管理に取り組むとともに、関係機関との連絡体制を確保し、事故発生時に除去土壌等の飛散・流出防止を図る。

なお、会津地方における除去土壌等の搬出は全て終了しており、保管している除去土壌等はない。

⑫放射線等に関する正しい知識の普及啓発

【危機管理部】万が一新たな原子力災害が発生しても落ち着いた適切な行為が取られるよう、放射線に関する正しい知識の普及啓発に努めている。今後も引き続き、市町村等の要望に応じて放射線健康管理リスクアドバイザーを派遣し、放射能に関する基礎知識の普及に努めていく。

【生活環境部】環境創造センター交流棟「コミュタン福島」では、原子力災害からの本県の歩み、福島現在の姿、放射線等に関する正確な情報発信及び放射線や環境についての学習支援を行っている。今後も引き続き、県内小学校へのバス代補助を行うなど、小学校団体等の来館促進に向けた取組を実施していく。

⑬様々な教育分野と関連した放射線教育の推進

県内の小中学校において、学級活動や総合的な学習の時間を中心に、放射線等の基礎知識や防護について学ぶ授業が展開されている。今後は、身の回りで行われている様々な復興に向けた取り組みに目を向けながら、地域や関係機関と連携した問題解決型学習の展開を推進する必要があることから、モデル校による教科横断的なモデル実践、地域や家庭参加型のモデル実践を行い、放射線教育プログラムの構築・周知を図る。

<起きてはならない最悪の事態>

7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

<推進方針>

- ①食料生産基盤の整備（再掲）
- ②地すべり防止施設の整備等（再掲）
- ③治山施設の整備等（再掲）
- ④災害に強い森林の整備
- ⑤農業水利施設の適正な保全管理（再掲）
- ⑥鳥獣被害防止対策の充実・強化
- ⑦農業・林業の担い手確保・育成

<数値指標>

	策定時	現状値 (H31.1 時点)	目標値 (H32 年度)	達成度
森林整備面積	6,406ha (H28 年度)	5,992ha	14,000ha	↘
有害鳥獣による農作物 被害額	168,152 千円 (H28 年度)	143,156 千円	77,500 千円 以下	↗
イノシシの年間捕獲頭数	26,130 頭 (H28 年度)	20,603 頭 (H29 年度速報値)	17~18 千頭 (H31 年度)	達成
認定農業者数	7,771 経営体 (H28 年度)	7,721 経営体	8,000 経営体	↘
新規林業就業者数	84 人 (H28 年度)	95 人	250 人	↗
避難地域において農業を開 始した認定農業者数	214 経営体 (H28 年度)	228 経営体	750 経営体	↗

<現状と課題、今後の方向性>

④災害に強い森林の整備

森林の有する多面的機能の高度発揮や山村経済の振興等を図るため、適切な森林施業を行い健全な森林の整備を推進しているものの、原子力災害による放射性物質への不安や風評被害等に起因し、事業実施の機運の停滞や合意形成に至るまで長期化するなど、整備が進まない地域もある。今後も引き続き、森林所有者等による森林整備とともに、公的機関が主体となり、森林整備とその実施に必要な放射性物質対策を行うふくしま森林再生事業に取り組み、森林整備を進めていく。

⑥鳥獣被害防止対策の充実・強化

【農林水産部】有害鳥獣による農作物等の被害軽減により一層の農業振興等に資するため、総合的な対策に取り組むモデル集落を県が主導して実践するとともに、現地研修会等によりその普及拡大を支援している。また、鳥獣被害防止の普及啓発研修会など、集落や地域で中心となって対策に取り組む人材の育成を支援している。今後は、集落ぐるみによる総合的な対策の取組を支援し、鳥獣被害を軽減させる。

【生活環境部】福島県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（イノシシ）に基づき、平成 30 年度は 10,000 頭の捕獲を目指し、（一社）福島県猟友会に委託している。また、狩猟期にイノシシを捕獲し適正な処分を行う市町村に対して補助金を

交付している。今後も引き続き、捕獲対策の強化や、捕獲対策にあたる人材の確保、市町村職員等の地域の鳥獣被害対策を担う人材育成を実施していく。

⑦農業・林業の担い手確保・育成

【農業】県、関係機関・団体からなる県域及び地域の「農業再生協議会」等を核として、地域農業の担い手を認定農業者へ誘導するとともに、農業経営改善計画の達成に向けて、関係機関等の連携によりフォローアップを行っているが、高齢化等による規模縮小、離農、営農再開の遅れ等の影響で認定農業者数が減少している。今後は、人・農地プランに位置付けられた中心経営体等を認定農業者に誘導していく。

【林業】林業分野への新規林業就業者の確保に向け、高校生、高校教諭を対象とした見学会、林業就業に興味のある者を対象とした現地見学会と雇用説明会を実施している。また、若年等の林業への就労を促進するための林業機械特別教育や林業事業体が行うOJT研修、林業労働者の定着を促進するためのキャリア形成に必要な知識等を習得する研修会等の実施を支援している。今後は、林業が魅力ある職業となるよう福利厚生の充実、林業労働者の安全衛生の確保など就業条件の改善を図り、新規林業就業者の確保に取り組んでいく。また、新規就業者を対象とした基礎研修や基幹的な林業労働者を対象とした専門的研修、高性能林業機械のオペレーター養成研修など、研修制度の充実を図り、林業労働者の確保に取り組んでいく。

<起きてはならない最悪の事態>

7-5 風評等による地域経済等への甚大な影響

<推進方針>

- ①風評等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策等
- ②放射線モニタリング体制の充実・強化（再掲）
- ③家畜伝染病対策の充実・強化（再掲）

<数値指標>

	策定時	現状値 (H31.1 時点)	目標値 (H32 年度)	達成度
観光客入込数	52,764 千人 (H28 年)	54,494 千人 (H29 年)	63,000 千人	↗
県内の外国人宿泊者数	71,270 人泊 (H28 年)	96,290 人泊 (H29 年)	200,000 人泊	↗

GAP（農業生産工程管理）に取り組む産地数	226 産地 (H28 年度)	226 産地	242 産地	調査中
農産物直売所の販売額	127.2 億円 (H27 年度)	244.2 億円	234 億円	達成

<現状と課題、今後の方向性>

①風評等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策等

【観光】一般観光客の入込が震災前の約 95%、教育旅行の入込が震災前の約 7割までしか回復していない。特に浜通りでは、震災前 19 箇所の海水浴場が 4 箇所の再開に止まっており、観光の入込は約 7割に止まっている。また、外国人観光客は震災前の水準に回復するも、全国的な訪日外国人客増の流れから大きく遅れをとっている。今後は、地域づくりにつながる持続的な観光振興を図るため、リピーターを増やし、お客様目線に立ったマーケティング戦略を展開していく。

【農林】直売所の販売額は回復しているものの、県産農林水産物の価格について、震災前の水準まで回復していないことから、消費者や流通関係者への正確かつ魅力ある情報の発信と連動し、パッケージングの改善など、本県産の持つ価値を伝える工夫をしながら販路の回復・拡大対策等のプロモーション活動の積極的な展開により、本県の基幹産業である農林水産業の復興を図る。2020 年の東京オリンピックを契機とした販路拡大に取り組む。

<起きてはならない最悪の事態>

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

<推進方針>

- ①災害廃棄物処理計画の策定・推進
- ②災害廃棄物等の処理・収集運搬体制の充実・強化

<現状と課題、今後の方向性>

①災害廃棄物処理計画の策定・推進

国の災害廃棄物対策指針に基づく計画については、県も含めてほとんどの市町村で策定していない。そのため、県は策定に向けて、他の都道府県の計画等の情報収集や県地域防災計画等を踏まえて収集すべき情報の整理を行っている。県の計画策定後は、市町村の計画策定を支援し、策定を促していく。

②災害廃棄物等の処理・収集運搬体制の充実・強化

災害廃棄物等の撤去、収集運搬、処理・処分に関する災害時応援協定を関係団

体と締結し（（一社）福島県解体工事業協会、福島県環境整備協同組合連合会、（一社）福島県産業廃棄物協会）、大規模災害発生時において災害廃棄物等を迅速に処理するための体制整備に取り組んでいる。今後は、会議等で定期的に市町村への周知を行うとともに、必要に応じて他団体と新たに協定締結するなど、処理体制の更なる充実・強化に取り組んでいく。

＜起きてはならない最悪の事態＞

8-2 復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

＜推進方針＞

- ①市町村への人的支援
- ②大規模災害時における広域応援体制の充実・強化（再掲）
- ③復旧・復興を担う人材の育成
- ④災害時応援協定締結者との連携強化
- ⑤災害・復興ボランティア関係団体との連携強化
- ⑥災害対応ロボット等の開発・研究

＜数値指標＞

	策定時	現状値 (H31.1 時点)	目標値 (H32 年度)	達成度
被災建築物応急危険度判定士の有資格者数	1,849 人 (H28 年度)	1,804 人 (H29 年度)	3,000 人	↘

＜現状と課題、今後の方向性＞

①市町村への人的支援

東日本大震災や原子力発電所事故の影響により、被災市町村では復旧・復興業務が著しく増加している一方で、これらの業務に携わる職員が不足していることから、被災市町村における職員確保を支援している。復興・創生期間終了後は、他都道府県からの職員派遣が困難になると見込まれることから、引き続き、職員採用を支援することにより、復旧・復興に必要な職員に不足が生じないよう努めていく。

③復旧・復興を担う人材の育成

地震により被災した建築物について、余震等による二次災害（倒壊や落下物等）を防止するため、それらの危険度を迅速かつ的確に判定する人材を育成しており（被災建築物応急危険度判定士）、平成 29 年度は講習会を 2 回実施しているが、高齢等を理由とする更新辞退者が新規認定数を上回る傾向となっている。今

後は、新規認定者の確保のため、講習会を継続して行うとともに、新たな建築士の資格を取得した者に対し、応急危険度判定士への登録理解と協力を得ていく。また、有資格者数の目標値自体についても、東日本大震災等の出動実態を踏まえ見直していく。

④災害時応援協定締結者との連携強化

平成 31 年 1 月 1 日時点で 26 団体と 47 件の災害時応援協定を締結している。今後は、応援協定の内容を随時確認し、災害時の円滑な連携に備えていく。

⑤災害・復興ボランティア関係団体との連携強化

災害が起きた場合に、ボランティア受入施設がスムーズにボランティアを受け入れられるよう研修を実施している（平成 30 年は 4 回実施 128 名参加）。今後も引き続き、研修等を継続して実施し、ボランティアの受入体制の強化を図る。

⑥災害対応ロボット等の開発・研究

災害対応ロボット等の研究開発支援を行っており、平成 30 年 7 月には福島ロボットテストフィールドの一部が開所した。今後は、福島ロボットテストフィールドの利用促進や県内大学、企業との連携を図りながら、災害対応ロボット等の研究開発に向けた支援を行っていく。

<起きてはならない最悪の事態>

8-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

<推進方針>

- ①地域コミュニティの再生・活性化
- ②地域公共交通の確保（再掲）
- ③自助・共助の取組促進（再掲）
- ④自主防災組織等の強化（再掲）
- ⑤避難行動要支援者対策の推進（再掲）

<数値指標>

	策定時	現状値 (H31.1 時点)	目標値 (H32 年度)	達成度
集落活性化のため、自主的・組織的に活動する大学生等の数	170 人 (H28 年度)	213 人	500 人	↗
避難区域等の居住人口	約 58,000 人 (H29 年 6 月)	60,400 人	増加目指す	達成

<現状と課題、今後の方向性>

①地域コミュニティの再生・活性化

地域内外の大学生の力を活用して集落活性化を図るとともに、大学生等が地域づくりを学ぶ実践の場として、地域と関わるきっかけをつくり、交流継続による将来的な定住・二地域居住につなげる取組を実施している。今後も引き続き、大学生が地域と関わるきっかけをつくり、将来的な定住・二地域居住につなげていく。